

研究回顧 私の社会主義法研究

はじめに

社会主義法研究をはじめてからかなり長い年月がたっておりますけれども、自分の研究史というものをまだきちんと整理しているわけではありません。後でお話しますが、いま抱えている研究テーマに追われている状況です。ですが、ここではこれまでの自分の研究史を振り返っていま思うことを申し上げることにします。最後に今後の研究ということ、いま抱えている課題についてお話ししたいと思います。

私が大学に入ったのはアジア・太平洋戦争の末期、一九四四年秋ですが、翌年四月末に徴兵となって、六月には北朝鮮に送られ、八月九日に日ソ開戦、すぐ無条件降伏となり、ソ連に抑留されました。ソ連領内の収容所に入ったのは十一月一日、二〇才の誕生日の翌日でした。四年あまり捕虜生活を送り、日本に送還されたのは一九四九年末です。下山事件、三鷹事件、松川事件が続ぎ、世相の暗い日本でした。翌年一月、大学に戻りました。まもなく朝鮮戦争がはじまりました。その翌年は講和条約、安保条約問題で大揺れがあり、アルバイトで生活しながら何とか卒業したの

藤田 勇

は一九五二年春。すぐにメーデー事件がありました。

若い時期をこういう時代の波の中で過ごしましたので、私たちの世代の研究者には、現れ方は各人各様ですが、一種の共通の時代的性格が刻印されているように思います。そういうことを念頭に置いて、私の研究の軌跡をおおまかに振り返ってみることにします。

1 研究の出発点と学問的環境

(1) 「社会科学としての法律学」

私は、捕虜送還で帰国した翌年、東京大学社会科学研究所の助手募集の掲示をみて、大急ぎで「ネップ第一期における契約法について」という論文を作成、一九五二年春卒業と同時に山之内一郎先生のもとでソビエト法専攻の助手として勉強できることになりました。応募の目的は、先に申しましたような事情で、大学を一応卒業することにはなっても、じつは何も勉強していない。もう少し勉強する機会をつかみたい、ということでした。おまけに月給がもらえる、という願ってもない条件でした。ソビエト法——当時は「社会主義法」という用語はまだ一般的に使われておらず、社会主義法という用語が一般化したのは、比較法学で世界の法体系比較が問題となる一九六〇年頃からです——を専攻することになったについては、ソ連抑留という体験とかかわるのですが、研究テーマ、あるいは研究上の問題意識という点では、この「抑留」という特殊体験から直接説明できるものではありません。ただ、私が帰国後最初にとりついた本は『資本論』ですが、そのことは、抑留中にある人から帰国したら是非それを読めと薦められたことと関係しており、ソ連抑留経験の一側面と結びついています。そうした抑留経験の一側面自体一つの話題になりうることと思いますが、ここでは省略します。

そういうわけで、復学して早速『資本論』（長谷部訳）に取り組む中で、法律学の本としては、友人に薦められて川島武宜『所有権法の理論』、パシユカーニス『法の一般理論とマルクス主義』、加古裕二郎『理論法学の諸問題』（のちに『近代法の基礎構造』として再刊）などを読みました。これらの著作は、それぞれに『資本論』の方法に依拠して社会科学としての法律学の方法を探求しようとしたもので、私の研究の出発点において圧倒的な影響を与えることになりました。この点は、われわれの同世代の研究者には共通していることで、かの『日本資本主義発達史講座』の理論的柱石、とくに山田盛太郎『日本資本主義分析』と平野義太郎『日本資本主義社会の機構』などの影響もかなりの程度共通していることだと思えます。

ついでにいいますと、山田・平野らのいわゆる「講座派」は日本資本主義論争でいわゆる「労農派」と対抗していたわけですが、私が助手になった頃の社会科学研究所では、「講座派」の系統の先生方と「労農派」系統または当時では「宇野学派」といわれていた先生方がおられました。方法論上の対抗関係がありました。法律系の者は、平野義太郎、風早八十二といった大先達から川島武宜、福島正夫といった法学部系の先生方とのつながりもあって、あるいは法律学という学問領域の性格もあってか、「講座派」の方に親近感をもつというようになっていたと思います。これは日本の社会科学史の問題としては、こういうレヴェルではなく、ちゃんとした分析が必要な問題ですが。

いずれにしても、私が研究者としてスタートした時代には、日本資本主義あるいは日本資本主義社会の全体構造の解明、そのための「真の社会科学の方法」というものが社会科学に従事する者の基本的課題だという学問的雰囲気濃厚で、法律学の領域では、私が抑留から帰ってくる前に、「真の社会科学としての法律学」の方法をめぐって「法社会学論争」といわれる論争が展開されており、法学研究を志す若い研究者におおきなイムパクトを与えていました。これについてのちに江守五夫さんと一緒に『文献研究・日本の法社会学』（一九六九年）という論集をつくり、解説

を試みましたが、私の問題意識はそういう環境の中で規定され、ある意味ではその後長くこれが持続することとなります。ただ、同世代にそうした共通の問題意識があったとしても、長い学問的伝統と豊富な蓄積のある中で自分の研究課題を設定してゆく場合には、既存の蓄積と格闘する中で学問的修練を経ることになるのですが、ソビエト法研究のようにそうした学問的蓄積の極めて乏しい、ほとんど処女地に近い領域で課題を設定してゆく場合には、手探りの困難があると同時に、一種の「無制約性」があり、どんな理論枠組みでもストレートに持ち込むことができる、かのような誘因が大きいのです。

さきに「ネップ第一期の契約法について」という論文を書いて助手募集に応募したことを申しましたが、資料も極端に乏しく、外務省の図書館などに行って多少の資料を探しながら短期間に書いたものです。草稿を川島先生にみていただいたのですが、文章表現について、「社会科学は文学ではない。量質の規定のない言葉の使用は慎むべきだ。」と注意されたことは私の脳裡にこびりついています。このテーマは、商品交換と契約法との関係を扱ったもので、革命直後の内戦期の、極度の集権的・軍事的経済統制をとまなう戦時共産主義体制が、内戦の終了とともにネップ（新経済政策）に転換する、そこでは商品流通関係が復活してくる過程と新しい、過渡期の契約法の生成が対応していて、契約法と商品交換関係との対応がクリアーに見られる、それを、プロセスについてはアトラス『貨幣流通史』などを使い、大きな枠組みについてはパシユカーニス編『ソビエト経済法教程』第一巻などを使って書きました。このモチーフは、川島先生の『所有権法の理論』からきています。

(2) 「社会主義的所有と契約」

その後の助手終了時の論文（つまり助手論文）も「全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造」と題し

たもので（『社会主義的所有と契約』、一九五八年）、契約法がテーマとなっています。ですが、この場合は、契約という媒介形態をつうじて所有関係の構造を分析するという問題意識、川島先生の分析された「商品所有権」、「資本所有権」に対比されうる法的関係としての「全人民的所有」をその固有の運動形態である計画契約の構造をつうじて解明するという問題意識でした。『所有権法の理論』では「資本としての所有権」が最終章になっていますが、自分はその「先」、「資本としての所有権」が消滅した後の社会（法が存続する限りの社会）の所有と契約をやりたい、そういうことを考えていたわけです。

戦後日本法学では、近代市民法の存在構造の解明という課題が大テーマであって、私の場合は、いわばポスト市民社会における「市民法」の構造の分析をつうじて近代市民法の分析に寄与したいという意図があつたわけです。それは、一つの歴史的法体系の分析という課題であつて、一つの体系を解明するためには、どのようなカテゴリーを体系分析の端緒とすべきか、法主体カテゴリーか所有権か契約か、が問題となる。パシュカーニスの場合には、契約という運動形態をつうじてのみ所有権の分析が可能となるという立場です。その影響もあると思います。けれども、重要なことは、その前提として、対象としての法現象が固有の歴史的法体系としてまとまったものであること、そして近代市民法と対照的な存在でありながら、同時に近代市民法の分析方法が一定の意味で適用できるような性格をもっていること、が必要である。一体一九三〇年代以降のソ連の契約法がそういう対象となりうるのか。そういう問題があるわけです。

今から考えますと、一九三〇年代から五〇年代にかけての、私がこの論文を書いていた頃のソ連の計画経済は、ソ連の計画経済史の中でも特殊な時代的構造をもつたもので、したがってまた、国家的所有Ⅱ「全人民的所有」の法構造もいわば「スターリン時代」の法構造なのです。論文を書き上げた一九五六年はスターリン批判の年ですが、そう

いう問題は当時まだ意識されていませんでした。ただ、ソ連一国が対象ですので、歴史的に素材が限られており（当時東欧・アジアの社会主義諸国はまだ社会主義社会とはみられていなかった）、そういうものを対象として「社会主義社会」に固有な法的なカテゴリーというものを論ずることができているのか、という問題は意識はされていません。つまり、成熟した特定の歴史的な社会体制（この場合は前資本主義社会、資本主義社会、社会主義社会というような体制）でしたがってまたそこでの法体系には、その体制に固有の歴史的な論理というものがあり、法的カテゴリーはその理論的表現形態にはかならない。これを析出するのが社会科学の方法である、という発想なわけですから、一つの歴史的な社会体制全体ではなくて、一国の素材だけを対象としてこの社会体制の論理を語る事ができるか、が問題となるのです。これは意識はされているんですが、それをかなり強引に処理してあるのです。つまり、ほかの領域ならともかく、かなりの程度普遍性をもつはずの民法（商品交換法）の領域については、それができるのではないか、という形で処理しています。それが十分に成熟したものではないにしても、社会主義社会固有の契約形態である計画契約の論理はこういうものになるはずだ、そういう風に割り切ってやっております。いまから振り返ってみますと、実態が十分分析されないまま観念的な論理構成が一人歩きしているような論文ですが、私の研究史の出発点のところでの問題意識をみるためにこれを引き合いにだした次第です。当時の一人の若い研究者の意識状況を調べるときの一種の素材になりうるかもしれません。

私は、ソビエト法という外国法の研究を専攻分野として選択したのですが、どこか一つの外国の法制を勉強して、日本の法律制度の研究あるいは実務ないし実践に役立つものを引き出してくるというのではなく、「法」というものを資本主義、社会主義という社会体制の論理との関係で歴史的にとらえたいという「社会科学方法論的」な問題意識が私の出発点であり、その後も中心的な問題意識となってきたといえるように思います。したがって、対比すべき前

社会主義社会の法は、ロシア法ではなく、最も発展したヨーロッパ法でなければならなかったのです。ソビエト法を専攻しながら長い間ロシア法を研究することがなかったのは、そのためです。

2 時代状況と研究対象・課題のシフト

さきの論文を書き終えた当時、私は次の研究計画をもう少し個別的なテーマに、つまり当面は計画契約の諸タイプの研究に移すつもりでした。さきの論文では売買契約に対応する計画契約としての納入（供給）契約を素材としましたので、それ以外の契約類型の研究が必要だったわけです。そうして、個別の対象の研究を掘り下げることによって全体構造の性格を照らし出す方法を念願していたわけです。

ところが、一九五六年の例のスターリン批判以降、私のかかわる研究領域に非常に激しい変動が生じます。ソ連に続いて東ヨーロッパの国々に大きな改革運動があり、やがて中国の文化大革命という、世界を揺るがした大事件が生じます。そうしてソ連は、「ペレストロイカ」の試行を経て体制崩壊という事態を迎えます。この間、日本を含む資本主義世界にも大きな変動がありました。したがって、社会科学の世界も激しい変動にみまわれるわけです。そういう中で、集中的に個別実証的な研究に向かうという私の計画は挫折することになります。これについては、数少ないソ連法専門研究者ということで、いろいろの法領域にわたる紹介的な仕事及要求されるという事情もありましたが、私はこの点では当初は財産法と家族法にほぼ限定するようにしていました。しかし、このコースも崩れてきます。これは、基本的には、やはり私自身の問題意識にかかわることです。

(1) ソビエト法理論史からマルクス主義法理論一般へ

私は一九六二―六四年にモスクワへ留学したわけですが、出発時には国家的所有権の歴史の研究が一つのテーマでした。というのは、五七年の論文『社会主義的所有と契約』は一九一七年革命以来の歴史は捨象していますので、それを補う必要があったからです。ところが、じつはもう一つのテーマをもって行き、そうして、結果的にはこちらの方が主になってしまいました。それは、ソビエト法理論史の見直しというテーマです。

一九五六年のスターリン批判は、私たちには大きな衝撃でした。私は、そういう場合、すばやくそれについての判断を下し、新しい判断というか理解の転換というか、そういうものを表明してゆくというのは苦手な方でして、まずは歴史を後戻りして考え直してみることになる、そういう習癖が私にはあるようです。そこで、まず初期ソビエトにおけるマルクス主義法理論の検討に入りました。私が大学を卒業した頃、日本では、スターリンの大粛正期の検事総長で有名なヴィシンスキーの法理論が最もオーソドックスなマルクス主義法理論として受けとめられておりました。それを戦後忠実に紹介されたのが私の先生です。私はその見直しの論文の一部を「初期ソビエトにおけるマルクス主義法理論の展開」として書きはじめましたので（社会科学研究、一二巻五号、一三巻五号）、これを推進しなければならなかったのです。そういうわけで、モスクワ大学では、民法の講座と「国家と法の歴史・理論」という講座の双方に所属することにしていて、講座会議の出席の方は民法の方が多かったのですが、研究そのものは、ほとんど理論史の方に傾斜していました。

この研究をまとめたのが『ソビエト法理論史研究―一九一七―一九三八』（一九六七年）です。一九二〇年代に展開した、マルクス『経済学批判』に対応すべき「法の一般理論批判」の構築をモティーフとする法理論、いいかえれば「ソビエト法は過渡期のブルジョア法である」とする理論（主流派のそれ）が、政治介入をとまなう二〇年代末―

三〇年代初頭の「大転換」期の論争を経て、三〇年代後半に、「ソビエト法は法の発展の最高段階を表す」とする体制弁護論的「ソビエト社会主義法学」に転換し、理論的不毛という帰結をもたらす、という筋の論文で、法理論史の面から「スターリン体制」（これは私の用語ではありませんが）の成立過程をみたものです。

法理論といっても、いわゆる「法の一般理論」の領域に限定してはいますが、この領域に関するかぎりではこれという素材にはほとんど全部目をおし、想を練って書き上げたもので、その後短くない研究生活を送っており、長短いろいろの論文を書いておりますが、同じようなやり方で仕上げたものは、残念なが殆どなくなってきました。研究生活のスタートのときはそういうスタイルを目指したのですが、だんだん「注文生産」に追われることになりました。

それはともかく、この研究を下敷きにして、帰国した頃に企画・編集がすすめられておりました『現代法講座』の中の第七巻『法と経済』に「法と経済の一般理論」という論文を書きました（一九六六年）。この巻の編集担当者が渡辺洋三さんで、帰ってきたらすぐつかまり、この巻の第一章は「法と経済の一般理論」で最後の章は「社会主義経済と法」となっているが、どちらを選択するか、という話でした。私としては「社会主義経済と法」の方がやりやすいと思いましたが、留学中に法理論史を一生懸命やったということもありまして、「法と経済の一般理論」の方を選びました。これはいわば注文生産といってもよく、このタイトルも編者の渡辺さんが設定されたのですが、編者の意図を自己流に解釈して、法の上部構造と経済的土台との相互関係の歴史と論理に関する私の理解を述べるものとしたのです。これがきっかけとなって、のちに『法と経済の一般理論』（一九七四年）にまとめた「ノート」の『法学セミナー』連載をはじめとして、マルクス主義法理論に関する論文や日本の代表的著作を収録した「文献研究」の編集などの仕事をいろいろやるようになり、ソビエト法の理論と歴史の研究というよりも、法の一般理論、または法学方法論の議論に深入りする、研究がそちらの方にかなりシフトする結果となります。一九七六年から一九八〇年にか

けて刊行されました『マルクス主義法学講座』（全八巻）の編集・執筆には多くのエネルギーを費やしました。

ソビエト法理論史研究については、その後これを実定法学領域にのぼしてゆく試み（革命的適法性・社会主義的適法性という法秩序概念や民法学、刑法学の基本原理の変遷など）も行い、またソビエト法史研究の方も心がけて、全体として歴史研究を重視する方向にシフトしてはいますが（『ソビエト法史研究』一九八二年）所収の諸論文）、この間ソビエト実定法の実証的研究が手薄となってきたことは否めません。

第二次的なことになりますが、こうした研究テーマのシフトには、「ソ連専門屋」になるつもりはない、という動機もありました。これはモスクワ留学が契機となっています。それまでの極端に資料の乏しい状況下ではできるだけ多くソ連のことを知るといことが一種の課題でしたが、資料（公開資料）がふんだんにある世界にきてみると、外国人のやる研究には実証研究という点では限界があることが直ちに明瞭になりました。したがって、重要なことは、自分独自の学問的な基盤をもつことだ、と思ったのです。比喩的にいえば、自分の法学原論というものをもつ必要がある、と思ったのです。しかし、法学原論にはそれはそれで専門性があるのでして、ファンダメンタルな法学的範疇はもとより、経済的社会構成体認識の問題、イデオロギー論や国家論なども含まれてきます。二股の研究にはそれなりの大変な苦勞と危険性が避けられないことも次第に明らかとなってきます。

『現代法講座』に書いた「法と経済の一般理論」とその後雑誌連載を経て本にした『法と経済の一般理論』とは、内容は基本的にそう違わないのですが、論述の仕方が違ってきます。前者は、法の形態規定から内容・本質の考察へとすすむ形をとっています。これは、経済学でいえば、商品形態・価値形態から剰余価値・資本へとすすむという筋道に対応します。後者の方は、人間の生活関係、社会関係の中で特殊に法的な関係が成立してくる過程の論理（とくに権利義務関係と国家的強制規範の関係）の考察、いわば「発出論」的考察からはじめており、内容から形態へとい

う筋道がはじめにとられています。それから「体系論」に移るといふ構想です。「体系論」とは、ここでは、法体系（資本主義社会の法）を、その内部編成を理論的に表現する法カテゴリーの編成としてとらえるといふ発想で考えられています。ヘーゲルの『法哲学要綱』やマルクスの『資本論』を念頭においたもので、ヘーゲルでは法カテゴリーの編成＝体系の端緒は Person で、最後は国家に至っており、マルクスの『資本論』は商品カテゴリーが端緒で、そこから剰余価値、資本というように「上向」してゆきます。そういうことを念頭に置いて、これをモディファイする形を考えたものです。じつはそのあとに「歴史論」がこなければならなかったのですが、そこまでは及びませんでした。

これは法律学会ではあまり議論の対象になりませんが、経済学者の側から対立的評価ができました。六六年論文の方がよく、七四年の本は悪くなったという評価と、六六年論文には不満があるが、七四年の論文で良くなったという評価です。これは、「マルクス主義経済学」と「マルクス経済学」という経済学の二つの立場の相違と関連しているのです。法学者のあいだであまり議論がなかったのは、いずれにしても、ここまでの抽象的議論だけでは法律学にはあまり「役に立たない」研究であったからかも知れません。

けれども、こういう方向へ研究がシフトするについては、スターリン批判以後、マルクス主義というものの理解の仕方が国際的に論議されるようになり、また他方では、法社会学などで論理実証主義などがクローズアップされる状況があつて、自分の方法的立場をあらためて、というよりも、はじめてといった方がよいかもしませんが、吟味しなければならなくなったことが背景にあります。あわせて、自らの所属する一つの学問的な共同世界というものもあり、そこでの問題意識に対応すべき義務感のようなものもありました。私の場合は民主主義科学者協会法律部会というのがあります、その問題意識への対応という意図がかなりあつたと思つています。ただ趣味で研究対象をシフ

トさせたというわけではないのです。

(2) 「ソビエト型社会」政治体制」論へ

もう一つのシフト方向は、社会主義論の方向へのシフトです。一九六七年にチェコスロヴァキアの「再生」運動とこれに対するソ連等の介入という事態があり、ソ連社会主義に対する批判と社会主義の再生の可能性をめぐる議論が盛んになってきました。中国における文化大革命やポーランドにおける「連帯」運動の展開についても同じことがいえます。既存の社会主義体制——ソ連で「現存社会主義」として理論化しようとしていた体制——の根幹が問われてくる時代になってきます。この時代から私の研究の中に、社会主義論というべきものが入り込んでくることになりました。さきに申しました法学方法論へのシフトとはほぼ並行してです。

一九七〇年に「現代社会主義国家論」という論文を書きましたが、それがほぼはじめだと思えます。それ以降、『社会主義における国家と民主主義』（一九七五年）という論文集に集めた諸論文を書き、『唯物史観と現代』という講座の中の「社会主義」という巻（第六巻——一九七九年）の編集を担当し（そこでは総論として「現代社会主義論の状況と課題」を書いていますが）、そして一九八四年には『社会主義社会論』といういわゆるゆる啓蒙書も書きました。啓蒙書にしては難しいという世評でしたが、そういう法律学をはみだした方向にシフトするという風になりましたが、社会主義法を専攻する者として、自らの研究の立脚点を再検討するという意味で、やはり避けることのできない課題でした。研究のスタートのところでは想像もしなかった研究対象（実態と理念）における衝撃的な変動が相次ぐという中で、研究史だったわけです。そこには研究情報の変動、つまり従来開示されていなかった情報の開示などの事態も含まれます。さきに触れましたように、私は新しい状況に対応するのが遅い方ですし、自分の考え方を変えること

に慎重な方ですが、それでも視点をずらしてゆかざるをえませんでした。視点のシフトです。

「社会主義論」といっても、私の場合には、所有制論とか自由権とか民主主義とか、重点はやはり制度論的な、法学寄りの側面に傾斜せざるえませんでした。いずれにしてもその中で視点のシフトは避けられませんでした。全体としていえば、私たちの研究の出発点の時期には、ソ連の社会体制、法制度を抽象的な社会主義原理一般、あるいは社会構成体論一般の観点で理解する傾向が強く、私もそういう傾向をもっていたわけですが――ただし、上部構造分析の独自の方法という点では多分に弱点をもっていました――、その後それらをソ連史の独特の歴史的産物とみる観点が濃厚になってきます。たとえば、所有制については、初期の論文で対象とした「国家的社会主義的所有（権）」（全人民的所有）というものも、マルクスの諸著作にみられる社会主義段階での所有・領有関係の想定からは説明しがたい独特のもので、概念構成は一九三〇年代の産物であることを重視するようになります。また、これは対象そのもののシフトともいえますが、「現存社会主義」における自由、民主主義の状態がますます広く問題とされるにともない、広い意味の財産法、家族法分野に中心を置いていたそれまでの研究が、政治的自由権や民主主義・自主管理制度の方に傾斜するようになります。一九五〇年代のはじめに社会主義と自由をめぐる論争があり、社会主義のもとで「ブルジョアの自由」が制限されるのは当然だという一方の論者たちの主張に与していたのですが、むしろ「ソビエト型社会＝政治体制」の論理による自由の制約が歴史的に特殊のものであることを重視するようになります。かつては、「人」一般の生得の権利としての「人權」というカテゴリーは資本主義の揚棄とともに存在の根拠を失う、過渡的にはそれは「勤労市民の基本的権利」というカテゴリーに置き換えられるのだ、といったソビエト史モデルの理論化も試みていましたが、これも再吟味が必要になってきました。自由権の問題については、一九七三年頃に注文生産でそれに関する論説を書いたのがはじめで、共同研究で『社会主義と自由権』（一九八四年）をまとめ、これはあと

で申します最近の研究につながっているわけです。

そうした取り組みの過程で辿りついたのが、「現存社会主義体制の歴史的位置」(『権威的秩序と国家』、一九八七年)とい論文です。そこで、いわゆる「現存社会主義」の体制を「ソビエト型社会Ⅱ政治体制」と型規定する仮説の提示を試みました。それは一九三〇年代に、体制の「第一次構造」(集権的計画経済、党Ⅱ国家癒着の集権的統治構造、一元化されたイデオロギー構造、これらを認証する法体系)が「第二次的形成物」(第一次構造から派生しつつもこれの機能経路の麻痺をもたらすカリスマ化された党首長の超法規的独裁)で覆われるという形で原型ができ、他の社会主義諸国に型として移植されたもので、スターリン批判後「第二次的形成物」の漸次的除去によって「第一的構造」の体制合理化が試みられるが、この世界史的に初期社会主義段階的な体制は、すでに骨化していて、自己変革はむずかしく、世界構造の大変動なしには変革されえないであろう、というのが筋です。この型規定には、図式化の面が強く、その点で再検討が必要なのですが、なによりもこれを書いた直後に「ペレストロイカ」が本格化し、そしてまもなくソ連が崩壊することによって、まったく想定していなかった「資本主義型」への体制転換が生じることになりましたため、骨化しつつ存続する(まだ変革の可能性を残す)との予測がはずれたことが最大の問題です。したがって、この仮説を含めて、従来の自分の研究全体の見直しを迫られることになったのです。

3 近年の研究

(1) 新たな研究計画設定と再度のシフト

私は、一九八六年に神奈川大学に就職したのですが、その前年にソビエト法研究の一応のまとめとして『概説ソビエト法』(刊行は一九八六年)を書きました。ソビエト法の歴史的発展の段階規定をし、現段階の法体系を、所有・

労働諸関係の法的形態を起点として把握するというもので、十分ではありませんが私の「法体系論」に沿ったスタイルの概説書です。そして、このシステムはもう当分変わらないという想定で、新しい職場を得た機会に、もっと大きく、今度は意識的に研究をシフトさせたい、と考えたわけです。当初は法学部での授業担当が法学と法社会学ということになっていたことも関連します。

そこで、所有・国家・家族の歴史的諸形態 (Formen) をテーマとする研究に取りかかろうと考えました。歴史的といっても、近現代史の枠内です。その理由は、まえの『法と経済の一般理論』では、一応資本主義社会の法の成熟形態というものを想定して、そのシステムの分析方法を考えましたが、さきに言いましたようにそこでは「歴史論」が欠けています。そうして、その構成諸要素が多分に歴史的連続性をもつ「法の世界」については、一般理論レベルでも歴史的なアプローチをしないと十分な解明が難しいことを痛感するようになったからです。それで、歴史研究の方にシフトして、それによって歴史研究と理論的なシステム研究とを何とかドッキングさせたいと思ったのです。それを私の研究生生活の最後の仕事にしたいと思っていたのです。八六年から八九年頃にかけてそちらの方にシフトし、限られた範囲ですが所有問題について従来ある程度やったことを補充したりして『近代の所有権と現代の所有問題』(一九八九年) という論文集をまとめました。そこで、全体の見通しをつけるために、しばらくは国家の諸形態、家族の諸形態という方へ重点を移すことを考えていました。これらの研究を最終的には所有・国家・家族の諸形態という形でまとめたいと考えたわけです。なぜ“Formen”なのか、という問題がありますが、簡単にいえば、“Form”を“Inhalt”, “Wesen”への通路とするという考え方によります。

ところが、一九八九年―九〇年に「現存社会主義体制」の崩壊がはじまり、一九九一年にはソ連の崩壊という事態になりました。この事態に直面して、長年社会主義法を専攻してきた者としては、最終的にまた研究をシフトせざる

を得ないことになったのです。研究対象と研究者とのかかわりという点でこれほどの事例はめったにあるものではありません。

とりあえずは、体制転換の性格を見定めるという意味で、転換過程をフォローしなければなりません。あのクーデターのあった一九九一年夏にソ連で「私有化」過程の資料集めをやりました。この私有化（国有企業および土地）については、一九九三年から九五年にかけて、『神奈川法学』に書かせてもらいましたし（「旧ソ連におけるペレストロイカと所有制改革」、「旧ソ連・ロシアにおける土地改革」——二八巻一号、三〇巻一、二号）、その他にも所有制改革と政治過程との絡み合いを考察したものを書いています。一九九一年夏にソ連に行ったとき、旧知のソ連の研究者たちに、私がはじめてソ連に留学したときのテーマは「国有化」であったが、いま私は「私有化」の研究にここへ来ているのだ、という話をしたのですが、そしてそれは、あなた方の国では大変な体制転換がはじまっているのだ、それをどう思っているのか、という問いかけの意味をもっていたのですが、彼らが、ああテーマを変えたのか、とでもいう風に何かケロッとして受け止めていたことが忘れられません。いずれにしても、「国有化」にはじまるソ連の社会体制のもとでの法体系の研究を志した者が、研究生生活の最終段階で「私有化」による体制転換に逢着するという、いわば両極的な変動が私の研究生生活を彩っているわけです。むろん、それに応じて世界の歴史、日本の歴史がそれぞれに段階的変化の過程を迎えるという状況を含めてです。

(2) 「自由・平等と社会主義」の歴史研究

ロシアという国の法という意味での「ロシア法」を研究するということであれば、ソビエト法であれ体制転換によって形成されつつある現ロシア法であれ、あるいは歴史研究の一齣として、あるいは現行法制の研究としてすんなり

連続して対象をフォローしておればよい、ということになるかも知れません。しかし、私の場合は、法体系を社会体制と不可分に、「社会主義法」として、研究してきましたので、いまのロシアの新しい法制をフォローしておればよいことにはならないのです。そこで、いま私の課題となっていますのは、ソビエト法として形成されていた「社会主義法」、七〇余年の寿命で崩壊したそれが一体どのようなものであったのかをあらためて検討し直すことです。その場合、これまで前提としてきた「社会主義」論そのものを研究し直してみるのが先決課題となります。

ソ連の体制転換の方向の見定めがついた一九九五年頃から、この問題に取り組んでいます。「社会主義」を思想・運動・社会体制という相互関連的な三つの側面にとらえることにし、近代社会主義（共産主義）思想・運動成立以降のその歴史的展開の実相をおさえてみる、というのが当面の目標です。といっても、三つの側面を全面的に分析することは個人の力では不可能ですので、より限定的な枠組み、すなわち、社会主義的思想・運動・社会体制が近代市民革命が提起した普遍的理念としての自由・平等・友愛理念と現実の歴史社会（資本主義）との矛盾をいかに解決しようとしてきたか、そこではどのような新たな問題が生じてきたか、という問題枠組みで歴史を押さえるという目標です。どのような新たな問題が生じてきたかという点は、広い意味で政治的自由の実現、または政治権力の獲得と社会的・経済的自由の実現との相互関係をどのように捉えるかという問題——その在り方にもさまざまなものがあります——に焦点を置いてみようと考えています。この枠組みでの研究は先の『社会主義と自由権』の共同研究や『社会主義と自由』問題の歴史的考察（一九八五、八六年）という論文、あるいは『フランス人権宣言と社会主義』（講座・革命と法、第二巻、一九八九年）の編集・執筆など多少の予備的研究もあり、私にとってはアプローチしやすいものだからです。といっても、今度の研究はまったく新しいものとしてはじめました。

これを自由・平等問題、ないし自由・民主主義問題の社会主義的解決、あるいは、自由・民主主義の社会主義的発

展、を志向する思想・運動の歴史というように表現するとすれば、さしあたりの研究は、一九一七年ロシア革命時点でのこの思想・運動の歴史的位相を確かめるのが第一の課題です。それは、ソ連におけるその後の問題のあり方を考える前提を確かめておくという意味をもつのです。

ここで第一の課題といえますのは、こういう理由からです。私は、この歴史を、フランス大革命、より限定的には一八四〇年代ヨーロッパ革命から一八七〇年代までを含む第一の段階（初期段階）、一八八〇―九〇年代からはじまり一九六〇―八〇年代にいたる第二の段階、そして、発想としては、一九六〇―八〇年代に第二段階の終了過程と重なってはじまる第三の段階、に区分して考えようと思っているわけですが、ロシア革命期は第二段階の第一局面の終わり、第二局面のはじまりとみていて、当面はそのロシア革命期のところまでの研究を目指しているからです。それ以後の時期については、第二の課題ともう一つの研究を計画しています。

第一段階では、労働Ⅱ民衆運動の主体は職人的労働者中心で、政治改革としては普通選挙制と共和制、社会改革としてはアソシエーション（協同組織、協同組合）形成を主たる目標としていましたが、当時の有力な社会主義思想には、協同社会のための啓蒙と実験を第一として政治的自由の獲得や政治変革に対しては消極的・否定的な態度の強い立場があり、他方の、普通選挙制・共和制実現を先決とし、また社会改革に国家援助を期待する立場とのあいだにずれがありました。ロシアでは農民共同体を基盤とする社会主義変革という独自の思想が形成されますが、ここにも政治的自由というものに対する独特な否定的態度がありました。のちに政治的テロル重視の政治闘争へという転換がみられます。

第二段階は、大工業労働者を中心とする労働組合運動が主体となってくる時代、社会主義政党が形成され、これが議会に進出してくる時代、同時に資本主義が帝国主義段階に入り、国内では社会政策の展開がはじまるとともに、対

外的には植民地争奪と軍備拡張が前面にでてくる時代、そうして、社会主義思想ではマルクス主義の影響が大きくなってくる時代です。ここでは階級闘争原理に立って政治的自由の獲得、政治権力の獲得と社会革命とが統一的に捉えられることになりましたが、その中でこんどは労働組合中心の経済闘争と社会主義政党中心の政治闘争との対立という事態が生じます。その中でマルクス主義の潮流に「修正主義」論争が生じ、民主主義、自由主義と社会主義との関係等が議論されました。ロシアでは事態はかなり異なり、ここに成立するマルクス主義政党は特殊にラディカルな性格を帯びますが、思想的にも運動においても特殊に困難な状況の中で、ヨーロッパ社会民主主義（マルクス主義）政党の路線をモデルとする潮流と、ロシアの独自の構造的矛盾とその解決の道を重視する潮流とに分岐します。そうして、この第二段階がはじまってから二〇一三〇年の短い期間の結末として、第一次大戦時には、ヨーロッパの社会主義民主主義政党が体制内化してゆき、ロシアの社会民主主義政党（とくにボリシエヴィキ）はラディカルな革命政党として専制打倒の革命を達成するわけです。この革命政党が綱領・規約を決めてまとまった政党として成立してから一四年日です。この革命が「歴史のジグザグ」によって社会主義革命の軌道にのるのです。そのことによって、「改良主義」を拒否し、「修正主義」を弾劾するマルクス主義がその後世界の社会主義運動の中でリーダー的な地位を占めるようになるわけで、世界の帝国主義的構造も古典的な帝国主義の時代、列強帝国主義時代として第二次大戦期まで継続するのです。こういうことを念頭に置いて、第二段階を一九世紀末から二〇世紀中葉までとみているわけです。

自由・平等あるいは自由・民主主義と社会主義の問題については、いろいろ変化はありますが、民主主義と社会主義との同一性や自由主義と社会主義の連続性を強調し、プロレタリア独裁を否定する「修正主義」と「オーソドックス」マルクス主義との対立があり、そして後者の系譜の中では、はじめは「ブルジョア民主主義」と「プロレタリア民主主義」とを対置し、プロレタリア独裁も一般的には承認しながら、議会制民主主義には固執し、ロシア革命後

は民主主義と独裁を対置するカウツキーらの「純粹民主主義」（批判用語）論とこれを「背教者」とするボリシエヴィキ党の「ソビエト民主主義」論との対立、そうした構図が——反ファシズム人民戦線期における民主主義把握の転換はありますが——第二段階の問題状況として観察されます。

第二次大戦後、社会主義体制の変動や資本主義諸国の構造変化、そこにおける思想・運動の状況からみて、いつから新しい段階が始まるのか、いまは確たることは言えませんが、「現存社会主義」の崩壊は新たな段階的变化を劇的に示したものとみられます。私はこれを、社会主義の第三段階への移行がはじまっていることを示したものと、とみています。私の歴史研究は後者の視点を得るための研究でもあるわけです。

いずれにしても、一九一七年ロシア革命期は、社会主義思想・運動が、かなりリアルな社会認識に基づき、現実に着したものになりはじめてからまもなくの時期であって、とりわけ、今日の眼からみれば、自由論や民主主義論の領域での理論と実践の経験は限られたものであり、大衆レベルの思想経験ということになると、さらに限られていた。ロシアの場合ですと、一定の時期を別とすれば、ほとんど革命的知識人層の非合法活動の中での議論ということ、開かれた世界での議論ではなかった。それでもロシア革命が成就し、持ちこたえられたのは、当時の世界の構造のあり方から広い文脈で解明されなければならないと思います。しかし逆に、社会主義変革の問題、とりわけ自由・民主主義と社会主義の問題では、ただちに絶大な困難に当面することになるのです。この問題は、ロシアのマルクス主義政党にとっては遠い将来の抽象的な想定としてしか設定されておらず、踏み込んだ議論はありませんでした。したがって、革命期の「革命戦争」における反革命抑圧政策の正当化の論理が「プロレタリア独裁」の論理として論戦の中で凝固し、これが変容しながら固定化・学説化する歴史がみられるのです。これらの過程を念頭に置いて、私は最近、ロシア革命については「早期社会主義革命」という規定をしようと考えています。

おわりに

私の社会主義法研究は、私自身の選択した方法ともかかわって、相次ぐ研究対象の激変がたたみかけるように研究主題のシフトや視点の見直しを迫ってくる厳しい歴史の中でのそれでした。そうしていま、最後の研究として取り組んでいる問題に身を入れだしたのは、さきに申しましたように、一九九五年頃からで、四年かかっています。それで、もう余命が限られていることもあつて、おおいに逡巡しつつも、ここまでの研究を一書として刊行することにしました。これから何年研究ができるかわかりませんが、余命あるかぎり、その続編Ⅱ第二部として、ロシア革命期以後今日までの社会主義史の再検討に取り組む積もりです。

この研究が終わってみないと確かなことはいえないわけですが、社会主義についていまでもどういう見通しをもっているか、について一言だけいえば、次ぎのようなものです。

一九八九—九一年以降、「社会主義の終焉」が盛んに論じられました。しかしやがて、市場経済万歳の声はしずまり、あらためてグローバル化した資本主義の矛盾、その行方への不安が語られるようになっていきます。社会主義の歴史を振り返ってみますと、社会主義思想というものは、初期のそれ以来、市場の論理、資本の論理の支配による人間疎外の現実——その具体的相貌は時代によって異なりますが——への抗議として生成し、政治的自由・民主主義の発展のための運動でも社会主義運動が最もラディカルな担い手であったわけです。旧ソ連で形成された権威主義体制のためにこの大きな筋道が見えにくくなったことは否めませんが、それによって筋道全体が消されるわけではありません。そうして、今日、資本の巨大化、グローバル化のもとで市場の論理、資本の論理がこれまでその支配下に包摂されていなかった生活領域を含めて、公私を問わず、人間生活のあらゆる領域に浸透してこれを支配するようになって

おり、その結果、類としての人間そのもの、つまり人類の生存を脅かす人間疎外状況が極大化しています。そうしてみますと、いわば社会主義思想生成の原点というものもますます大きく再生産されつつあるといえなくはありません。既存の「社会主義体制」が崩壊したことによって社会主義の終焉を語るのは早計である、といわなければならぬと思います。いろいろの人が自分の反対する思想・運動について、それらの破産は「社会主義一般の破産」を意味しないと言明したことがあります。私は大きな世界史の流れを見る視点として、社会主義は終焉したわけではない、と考えているわけです。人間の尊厳という根源的価値を踏まえた協同（共同）社会関係の形成は課題でありつづけている、と思います。これはある意味では永久課題といってよいのかも知れませんが、これを頭に置いて現実のありさまを見てゆきたいと考えます。

付記 本稿は、一九九八年七月二九日に神奈川大学法学部の研究会で行った報告に加筆・削除の手を加えたものである。最後の当面の研究に関する部分は、現時点ではすでに、そのとりまとめが『自由・平等と社会主義…一八四〇年代ヨーロッパ—一九一七年ロシア革命』（一九九九年、青木書店）として刊行されている。

著作目録

I 著書（□）・編著書（△）

一九五七年

- ①□『社会主義的所有と契約—全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造—』東京大学出版会（以下、東大出版会と略す）

- 一九六八年
- ②□『ソビエト法理論史研究…一九一七～一九三八―ロシア革命とマルクス主義法学方法論―』岩波書店
一九六九年
- ③△『文献研究・日本の法社会学―法社会学論争―』（江守五夫と共編）日本評論社
一九七二年
- ④△『文献研究・マルクス主義法学（戦前）』（長谷川正安と共編）日本評論社
- ⑤△『資本主義法の形成と展開』一一三卷（高柳信一と共編）東大出版会
一九七三年
- ⑥△『文献選集・マルクス主義法学』学陽書房
一九七四年
- ⑦□『法と経済の一般理論』日本評論社
- ⑧□『外国法の調べ方』（田中英夫、野田良之、村上淳一、浅井敦と共著）東大出版会
一九七五年
- ⑨□『社会主義における国家と民主主義』大月書店
一九七六年（一九八〇年）
- ⑩△『マルクス主義法学講座』一一八卷（天野和夫、片岡昇、長谷川正安、渡辺洋三と共編）
一九七九年
- ⑪△『講座 史的唯物論と現代』第六卷（社会主義）青木書店

- 一九八〇年
- ⑫□『社会主義社会論』JIP選書 東大出版会
- ⑬△『講座 現代資本主義国家』一—四卷（金原左門、小林文児、高橋彦博、田口富久治、福井英雄と共編）
大月書店
- 一九八二年
- ⑭□『ソビエト法史研究』東大出版会
- 一九八三年
- ⑮□『ソビエト法概論』（畑中和夫、直川誠蔵、中山研一と共著）有斐閣
- 一九八四年
- ⑯△『社会主義と自由権—ソ連における自由権法制的の研究—』法律文化社
- 一九八六年
- ⑰□『概説ソビエト法』東大出版会
- ⑱△『現代社会の家族と法—第三回日ソ法学シンポジウムの記録—』（沼田稻次郎と共編）日本評論社
- 一九八七年
- ⑲△『権威的秩序と国家』東大出版会
- 一九八九年
- ⑳□『近代の所有観と現代の所有問題』日本評論社
- ㉑△『フランス人権宣言と社会主義』（長谷川正安・渡辺洋三との共編『革命と法』第二巻）日本評論社

②△ 『科学技術の発達と法―第四回日ソ法学シンポジウムの記録―』（沼田稻次郎と共編）日本評論社
一九九一年

②△ 『昭和精神史の一断面』（大橋智之輔、名和田是彦、福井厚、村田淳と共編著）法政大学出版局
一九九四年

②△ 『福島正夫著作集』第五卷（社会主義法―西村幸次郎と共編）勁草書房
一九九八年

②△ 『体制転換期ロシアの法改革』（杉浦一孝と共編）法律文化社
一九九九年

②□ 『自由・平等と社会主義…一八四〇年代ヨーロッパ―一九一七年ロシア革命』青木書店

II 論文

一九五四年

「ネップ第一期の契約法について」『社会科学研究』四卷二号

一九五五年

「ソ同盟民法典編纂をめぐる諸問題」民主主義科学者協会法律部会監修『日本法学の課題と展望』理論社

「法範疇としての所有―一つの覚書―」『ソヴェト法学』一卷四号

一九五六年

「ソヴェト労働協約論」ソヴェト研究者協会編『社会科学の諸問題』第三集 大月書店

一九五七年

「全人民的所有的運動形態としての計画契約の法的構造」一、二『社会科学研究』八卷三・四号、九卷一号
 (I—①に収録)

一九五八年

「ソ同盟における無償契約の法的規制」比較法学会編『贈与の研究』有斐閣

「社会主義社会における離婚問題」『家族問題と家族法講座』第八卷 酒井書店

「社会主義的所有と市民法」山之内先生還暦記念論文集『社会主義法の研究』勁草書房

「社会主義的国々と国营企業の法主体性—ソ同盟のばあい—」『比較法研究』一七号

一九五九年

「ソ同盟の団体協約」日本労働法学会編『労働法講座』第七卷下 有斐閣

一九六〇年

「ソビエト法における損害賠償責任—過失責任と無過失責任—」『法律時報』三三二卷三三三号

「ソ連邦における国有住宅の管理」有泉亨編『集団住宅とその管理』東大出版会

「各国労働協約の比較法的研究—ユーゴスラヴィア」『労働問題』二七号

一九六一年

「初期ソビエトにおけるマルクス主義法理論の展開—その一側面—」一、二『社会科学研究』一二卷五号、一三卷五号 (I—②に補筆収録)

「各国労働協約の比較法的研究—ソビエト連邦」『労働問題』三五号

- 一九六二年
 「社会主義と民法」内田力蔵・渡辺洋三編『市民社会と私法』東大出版会
- 一九六五年
 「ソビエト法学の昨日と今日」一一三『法律時報』三七卷一一三号
- 「三〇年代ソビエトにおける社会科学方法論の転換―法律学を通路とするその一側面へのアプローチ―」『思想』四九一号（I―②に補筆収録）
- 一九六六年
 「法と経済の一般理論」講座『現代法』七 岩波書店（I―⑦に収録）
- 「三〇年代前半のソビエト法論について」『社会科学研究』一七卷六号（I―②に補筆収録）
- 「『ソビエト社会主義法学』の成立」『思想』五〇六号（I―②に補筆収録）
- 一九六七年
 「（住宅団地管理）ソビエト」有泉亨編『ヨーロッパ諸国の団地管理』東大出版会
- 「社会主義社会と基本的人権」『社会科学研究』一八卷六号
- 「社会主義諸国における新民法典の性格」『比較法研究』二二八号
- 一九六八年
 「農地所有と相続―社会主義諸国」『比較法研究』二九号
- 「ロシア革命における国家と法」江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社（I―⑭に補筆収録）
- 「社会主義社会と基本的人権」東大社会科学研究所編『基本的人権の研究』第一卷 東大出版会

「ロシア革命と基本的人権」東大社会科学研究所編『基本的人権の研究』第三巻 東大出版会（I—⑭に補筆収録）

一九六九年

「十月革命と人民裁判所の形成過程—裁判所にかんする布告第一号の成立をめぐって—」『社会科学研究所』二〇巻五・六号（I—⑭に補筆収録）

「国家概念について」『法律時報』四一巻一号（I—⑦に収録）

「法と経済の一般理論ノート」『法学セミナー』一六三—一六五号（I—⑦に補筆収録）

一九七〇年

「法と経済の一般理論ノート」『法学セミナー』一六八、一六九、一七二—一七四、一七五号（前同）

「法と経済の一般理論」をめぐって—一九六〇年代における方法論上の問題状況をふまえて—」『法学セミナー』一六七号（片岡昇編『現代法講義』日本評論社に収録）

「マルクス主義法思想」阿南成一編『法思想史講義』青林書院新社

「レーニンの国家論について」一、二『経済』七二、七七号（I—⑨に収録）

「戦後改革・社会主義諸国」『社会科学研究所』二二巻五・六号

「現代社会主義国家論—その問題状況」『現代と思想』二二号（I—⑨に収録）

一九七一年

「マルクス主義法理論の現段階—社会主義諸国」『ジュリスト』増刊『理論法学の課題』

「プロレタリア独裁のシステムに関するレーニンの理論—労働組合論争をつうじてみたその一側面—」『社会主

『義法研究年報』第一号 法律文化社（I―⑨に収録）

一九七二年

『ソビエト社会主義法学』の展開―第一次法体系論争をめぐって―』『社会科学研究』二三卷四・五号（I―②第三刷増補版「一九七六年」に収録）

『七〇年代における民主主義法学の課題』『法学セミナー』一九六号

『経済と法―問題把握の一視角―』『経済』九七号（編著I―⑥に収録）

『『営業の自由』と所有権観念』（I―⑤第一巻所収、のちI―②⑩に補筆収録）一九七三年

『社会主義のもとでの所有、労働、民主主義』『科学と思想』八号（I―⑨に収録）

『現代ソビエト社会と法』川島武宜編『法社会学講座』第一〇巻 岩波書店

『社会主義革命と家族』『講座家族』第一巻 弘文堂

一九七四年

『ソ連における経済改革と法』一、二『社会科学研究』二五卷五号、二七卷一号（一九七五年）（I―⑭に補筆収録）

『法における内容・形態カテゴリーにかんする一考察』沼田稻次郎先生還暦記念『現代法と労働法学の課題』上 労働旬報社

『社会体制と法』潮見俊隆編『社会学講座』第九巻 東大出版会

『相続法の歴史―社会主義社会』『講座家族』第五巻 弘文堂（I―⑭に補筆収録）

『社会と法』という課題にアプローチするためのカテゴリー・システムの若干の問題について』『法社会学』

一七七号

「国家論の基礎的カテゴリーについて」『現代と思想』一八号

「社会主義と自由の問題」『科学と思想』一五号（I—⑨に収録）

History of Marxist Legal Theory in Japan : Some Aspects, Annals of the Institute of Social Science, No. 10.

一九七五年

「ソ連における自然環境保護法論について」『社会主義法研究年報』第三号

「マルクスにおける経済学批判の展開とブルジョア法批判の方法」『唯物論』四号（Iの⑳に収録〔第二章〕）

一九七六年

「社会主義憲法における表現の自由規定をめぐって」上、下『中国研究』七〇、七三号

一九七七年

「法体系の内的編成」『法哲学と実定法学』（法哲学会年報一九七六年）有斐閣

「第二〇回党大会と社会主義的適法性路線の展開」東大社会科学研究所編『現代社会主義—その多元的諸相—』

東大出版会（Iの⑭に補筆収録）

「再論 ソビエト法学の『昨日』と『今日』」『法律時報』四九卷一二号

「社会主義の現代的争点をめぐって」『現代と思想』三〇号

一九七八年

「七八年中国憲法をめぐって—民主主義と適法性—」上、下『中国研究』九二、九四号

「マルクス、エンゲルスの国家・法理論—その形成と展開—」編著I—⑩第二卷所収

- 「ロシア革命とマルクス主義国家・法理論の展開」前同
- 「民主主義的変革と法律学」『法の科学』六号
- 「八・一五とマルクス主義法学」『昭和の法と法学』（『法律時報』別冊五〇巻一三号）
- 一九七九年
- 「社会構成体と法的上部構造」編著Ⅰ―⑩第三卷所収
- 「人民民主主義構想の成立過程をめぐって」東大社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』第五卷東大出版会
- 「現代社会主義論の状況と課題」編著Ⅰ―⑪所収
- 「革命的適法性概念の成立過程をめぐって―ソビエト法学成立史研究 その一」『社会科学研究』三二巻二号（Ⅰ―⑭に収録）
- 「平野義太郎のマルクス主義法学への道をめぐって」『法律時報』五二巻四号
- 一九八〇年
- 「現代資本主義国家論」編著Ⅰ―⑬第一卷所収
- 一九八一年
- 「マルクス主義法学における人格論」芝田進午責任編集『マルクス主義研究年報』第四号 合同出版
- 「初期ソビエト民法理論における階級原理・計画原理と等価原理―ソビエト法学成立史研究 その二―」『社会科学研究』三三巻二号（Ⅰ―⑭に収録）
- 「初期ソビエト刑法理論における階級原理と等価原理」『社会科学研究』三三巻四号（Ⅰ―⑭に収録）

一九八三年

「社会的所有の形態規定概念をめぐって」『経済』一二七号（I—20に収録）

「社会主義と財産」講座『基本法学』第三巻 岩波書店（I—20に収録）

「都市における計画と法（ソビエト）」『比較法研究』四五号

一九八四年

「現代の所有問題とK・マルクス」一一三『法律時報』五六卷一、三、五号（I—20に収録）

「ソ連における自由権思想の史的展開」編著I—16所収

「マルクス主義法思想」阿南成一編『講義 法思想史』青林書院新社

「マルクスにおけるブルジョア法批判の方法とその現代的意義について」『法の科学』一二号（I—20に収録）

On the Historical Role [Position] of Real Socialism, Socialism in the World, Vol. 45.

一九八五年

「社会主義のもとでの社会政策と社会保障—現代ソ連の社会保障制度をめぐって—」東大社会科学研究所編

『福祉国家』第二巻 東大出版会

「離婚の比較法的研究（ソ連）」『比較法研究』四七号

「『社会主義と自由』問題の史的考察」一『科学と思想』五八号

「社会化・個人化と家族」編著I—18所収

一九八六年

「『社会主義と自由』問題の史的考察」二、三『科学と思想』六〇、六一号

一九八八年

「離婚の法社会学（ソ連）」利谷信義他編『離婚の法社会学』東大出版会

「社会主義諸国の経済改革について考えること」『経済』一九八八年五月

「ペレストロイカ考」『前衛』一九八八年一二号

一九九〇年

「ソ連のペレストロイカと憲法改正」『東亜』一九九〇年六月号

「激動するソ連・東欧とレーニン」『ソビエト研究』四号

「社会主義史におけるペレストロイカ―その一側面―」『法律時報』一九九〇年一一号

一九九一年

「加古裕二郎の法哲学とパシユカーニス理論」『法学志林』八八卷三号（編著Ⅰ―②③所収）

一九九二年

「旧ソ連における所有制改革」『比較法研究』五四号

「八月政変の歴史的文脈」『ソビエト研究』七号

「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」『法の科学』二〇号

「ペレストロイカ、その変質・崩壊とロシア革命」神奈川大学評論叢書『国家の変容』

一九九三年

「戦後初期川島法学的方法的モチーフについて」『法律時報』一九九三年一号

「旧ソ連におけるペレストロイカと所有制改革」『神奈川法学』二八卷一号

一九九五年

「旧ソ連およびロシアにおける土地改革」一、二『神奈川法学』三〇巻一号、二・三号

一九九八年

「所有制改革と体制転換」編著Ⅰ—②⑤所収

「沼田法学における唯物史観をめぐって」『法の科学』二六号

Ⅲ 翻訳・監訳

一九五四年

M・カレーワ監修『国家と法の理論』上、下 巖松堂書店

一九五五年

E・フレイシッツ「身体障害に対する民事責任」『法律時報』二七巻一一号

一九五五年

A・ヴィシンスキー『ソビエト法における法廷証拠理論』『法務資料』三五九号

一九六〇年

「ソビエト社会主義共和国同盟憲法（一九三六年憲法）」（山之内一郎と共訳）岩波文庫『世界憲法集』

M・コルガーノフ『社会主義社会における所有』上（宇高基輔、福島正夫と共訳）

一九六二年

G・パリヤンスカヤ『ソ連邦における森林にたいする国家的所有権』林野庁調査課資料

一九六五年

「モスクワ州裁判所の交通事件判決文」『判例時報』四〇八号

一九六九年

A・ベリヤコーワ「ロシア共和国の新家族法典について」(直川誠蔵と共訳)『法律時報』四二卷七号

一九七三年

ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所編『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』上、下(監訳) 日本評論社

一九七五年

「ソビエト社会主義共和国連邦憲法」(一九三六年憲法) 岩波文庫『世界憲法集』第二版)

一九七八年

A・ペルガーメント「ソ連邦の婚姻・離婚法」(上原正夫と共訳) 宮崎孝治郎『新比較婚姻法』IX 勁草書房

一九八〇年

「ソビエト社会主義共和国連邦憲法」(一九七七年憲法) 岩波文庫『世界憲法集』第三版—一九八三年第四版

IV 論評、紹介、書評、文献解題、シンポジウムその他

一九五五年

「日本におけるソヴェト法の研究」(木田純一と共同執筆)『ソヴェト法学』一卷一号

一九五六年

- 「日本におけるソヴェト法の研究―山之内一郎教授に聞く―」(座談会)『社会科学研究』七卷二・三・四号
- 渡辺洋三著『農業水利権の研究』(書評)『法社会学』六号
- 一九五八年
- 「農業制度の改革とコルホーズ所有権」(紹介)『法律時報』三〇卷一〇号
- 一九五九年
- E・パシユカーニス(稲子恒夫訳)『法の一般理論とマルクス主義』(書評)『法学セミナー』一九五九年四号
- 一九六〇年
- 「ナロードナヤ・ドウルジーナと同志裁判所」(紹介)『法律時報』三二卷四号
- 「パシユカーニス」『民事法学辞典』有斐閣
- 「ソビエト労働法史」『労働法辞典』一粒社
- 一九六一年
- 「ヨーロッパ諸国における団地管理―ソビエト―」(調査)日本住宅公団建築部調査研究課「諸外国における集
団住宅とその管理に関する研究」
- 末川博『法律』(書評)『読書の友』一一月一五日号
- 一九六二年
- J・N・ハザード『ソビエト社会における紛争の解決―法制度の形成期』(書評)『国家学会雑誌』七五卷三・
四号
- 「ソビエト民法の統一的基本原則の制定について」(紹介)『法律時報』三四卷八号

- I・ラティシエフ（本間七郎訳）『日本の憲法問題』（書評）読書の友、八月五日号
一九六四年
- 「ソ連における法学研究体制」（紹介）『法律時報』三六卷一一号
一九六五年
- 「ソ連裁判所見学記」（ルポ）社会主義法研究会編『社会主義国家の裁判制度』東大出版会
「ポーランド裁判所見学記」（ルポ）前同
- 「社会主義社会における所有権」平凡社『世界大百科』（改訂版）
- 「ヴェネディクトフ教授のこと―革命と知識人世代（一）」「みすず」一九六五年六号
- 「B君のこと―革命と知識人世代（二）」前同七号
一九六六年
- 「人民公社」（ルポ）『革命の中の中国―一九六五』労働旬報社
- 「社会主義的変革と法―訪中の印象と若干の考察―」（ルポ）『法学セミナー』一一九号（前記『革命の中の中国―一九六五』に収録）
- 「ソ連における法学研究について―学問的問題意識のあり方をめぐって―」『比較法研究』二七号
- 山之内一郎著『社会主義国家の法』（文献解題）『法学セミナー』一二六号
一九六七年
- 「マルクス主義と法律学―『資本論』一〇〇年を記念して―」（シンポジウム報告）『法律時報』三九卷一三、一四号

A・ハルチエフ（寺谷弘壬訳）『ソ連邦における婚姻と家族』（書評）朝日新聞一月五日
一九七〇年

「ソビエト法学界の現況」（シンポジウム）『法律時報』四二巻四号

「法律学とレーニンの理論—レーニン生誕百年記念法学シンポジウムについて—」東京大学新聞八二五号
平野義太郎編『マルクス・エンゲルス…国家と法』（書評）読書の友、十一月二三日号

一九七一年

「経済学と法律学—渡辺・岡田論争—」にかんする二、三の感想—」『社会科学の方法』四巻六号

「社会科学におけるマルクス主義の方法」（座談会）学生新聞四二七号

一九七二年

「現代日本の法思想」（座談会）渡辺洋三・利谷信義編『現代日本の法思想』日本評論社

レーニン（村田陽一訳）『国家論ノート』（書評）東京大学新聞六月一二日号

「社会主義国家論—ソビエト型について—」CMENA, 八号

一九七三年

V・シュクレドフ（岡稔・西村可明訳）『社会主義的所有の基本問題』（書評）『アジア経済研究』一四巻一一号

「資本主義法と社会主義法」中川善之助監修『現代法学事典』一一 日本評論社

「マルクス主義法学」前掲『現代法学事典』四

「史的唯物論の現代的課題」（シンポジウム）『現代と思想』一四号

一九七四年

- D. A. Kerimov, *Filosofskie problemy prava*, 1972. (紹介) 『法の科学』二二号
- 「パシュカーニス」『法学セミナー』一二二五号別冊付録『法学者—人と作品』(伊藤正巳編『法学者—人と作品』日本評論社、一九八五年に補筆収録) 一九七五年
- V. A. Tumanov, *Burzhuaznaja pravobajaja ideologija: K kritike uchenij o prave*, 1972. (紹介) 『法の科学』二三号
- 平野義太郎『マルクス主義法学』(書評) 赤旗、一月六日号
- 一九七六年
- 「法学方法論の二、三の問題について—拙著『法と経済の一般理論』に対する馬場氏の論評にこたえて—」『社会科学の方法』九巻一号
- ロイ・メドヴェージェフ(石堂清倫訳)『社会主義的民主主義』(書評)『歴史学研究』四三四号
- パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』(文献解題)『世界の古典名著』自由国民社
- 藤井一行『社会主義と自由』(書評) 赤旗、四月二二日
- 不破哲三『科学的社会主義の研究』学生新聞六七四号
- 一九七七年
- マルクス／エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』(文献解題) 編著I—⑩第八卷所収
- マルクス『経済学批判序説』(文献解題) 前同
- マルクス『資本論』(文献解題) 前同
- レーニン『国家と革命』(文献解題) 前同
- 「スターリン主義の検討」一一三(シンポジウム)『現代と思想』三〇、三一、三三三号

- 「パシユカーニスのこと」『JDP』六巻一一号
- 「ソ連型社会主義の熟成—新憲法成立によせて」『世界週報』一一・一号
一九七八年
- 「マルクス主義法理論」『マルクス・レーニン主義事典』社会思想社
一九七九年
- 「所有・占有」（水林彪と共同執筆）『経済学辞典』大月書店
- 「社会主義的所有権」前同
- 「スターリン批判」前同
- 「工業管理制度の現段階について」ソ連・東欧貿易会編『昭和五四年度日ソ経済専門家会議報告書』
- 「歴史の進路と学問の精神」学生新聞七月四日
一九八一年
- 「コメント&リプライ」『マルクス主義法学講座』の完結に寄せて」一、二『法律時報』五三巻九、一〇号
一九八二年
- 松下輝雄『マルクス主義法理論の展開』（書評）『法律時報』五四巻一〇号
- 「『社会発展と法の役割—平和と人権』にかんする日ソ法学者東京・関西シンポジウムの報告」『法律時報』五
四巻一一号
- 「『生成期社会主義』論の論理構造」『前衛』四九五号
- 「社会主義法」『国民法律百科大辞典』平凡社

- 「マルクス主義法理論」前同
- 一九八四年
- 「ユーゴスラヴィアにおける『世界の社会主義』国際会議に参加して」『科学と思想』五二号
- 聴濤弘『二二世紀と社会主義』（書評）『文化評論』一〇月号
- 一九八五年
- 「国家・家族および個人―日ソ法学者モスクワキーエフ・シンポジウム報告」（ルポ、共同報告）『法律時報』五七巻四号
- 「社会主義社会論の一視座」労働運動研究者集団編『社会主義は可能か』社会評論社
- 「思想としての沼田法学への一つ二つの手がかり」『沼田稻次郎著作集』第七巻月報
- 沼田稻次郎連載紀行「人間と国家」を読む（「にんげん沼田稻次郎」の旅）『労働法律旬報』一一三二号
- 「『資本論』のこと」『経済』五月号
- 一九八六年
- 「ソ連の弁護士制度について」日本弁護士連合会司法問題対策委員会弁護士制度部会資料『弁護士制度の基礎理論研究会討論会（二―八回）』
- 一九八六―一九九一年
- 「革命の時代と知識人―E・パシュカーニスの生涯と思想」一一一四（二五）、『ナウカの窓』五九―六二号、六四―六八号、七〇―七二号、七三―七六号
- 一九八七年

- 「社会主義諸国における改革運動の歴史的文脈」『日本の科学者』一九八七年七号
- 「同時代法論の歴史的パースペクティヴ」『法の科学』一五号
一九八八年
- 「十月革命七〇周年によせて」『科学と思想』六七号
- 「フランス革命とロシア革命―二つの権利宣言をめぐって―」『神奈川大学評論』二二号
- 「新現代法論に期待する」『法の科学』一六号
一九八九年
- 「いま改めて人間の尊厳を」(沼田稲次郎、渡辺治との座談会)『労働法律旬報』二二〇七―二二〇八号
- 「社会主義と資本主義―その現在と未来―」(シンポジウム)『経済』一九八九年一二号、一九九〇年一号(「どうなるソ連・東欧経済」新日本出版社に収録)
- 「新現代法論の方法的諸問題について」民主主義科学者協会法律部会会報八九号
一九九〇年
- 「東欧における激動と社会主義」『法と民主主義』二四五号
- 「ペレストロイカにおける“選択”の問題」『神奈川大学評論』八号
- 「ペレストロイカと東ヨーロッパ」Interjurist, No. 47.
- 「ソ連はどこへ行くか―ペレストロイカとソ連共産党二八回大会―」『文化評論』一九九〇年一〇号
- 「『資本論』と社会主義への視点」(シンポジウム)『経済』一九九〇年一一号
- 「社会主義法の基礎的諸概念の再検討ということについて」『社会主義法研究年報』一〇号 法律文化社

一九九一年

B・クラシヴィリ（大江泰一郎、小森田秋夫、竹森正孝訳）『岐路に立つペレストロイカ』（書評）

「社会体制と法律学」浦田賢治他編『いま日本の法は』日本評論社

「八月政変前後」一、二『ナウカの窓』七九—八〇号

「ペレストロイカとロシア革命」『神奈川大学評論』一〇号（加筆再編し「ペレストロイカ、その変質・崩壊と

ロシア革命」として神奈川大学評論叢書『国家の変容』に収載）

一九九二年

「どうみる社会主義のゆくえ」（インタビュー）朝日新聞社企画報道室編『どうみる社会主義のゆくえ』新興出版社

「ソビエト社会主義とは何であったか」（対談）『歴史評論』五一〇号

稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』『法律時報』一九九二年一〇号

一九九五年

「第二次大戦と捕虜問題」一—三『ユーラシア研究』八一—一〇号

「戦後五〇年と抑留問題」『日本の科学者』一九九五年一〇号

一九九六年

「社会主義の新たな視点」（インタビュー）『経済』一九九六年五一—六号

一九九七年

「『資本論』と私の研究」『経済』一九九七年一〇号

一九九八年

渡辺治・後藤道夫編『現代日本』一―四卷(書評) 唯物論研究年誌第三号『教育・共同・平等』青木書店

藤田勇略歴

一九二五年一〇月三十一日 朝鮮咸鏡北道羅南市(現在の朝鮮民主主義人民共和国)に生まれる

一九三八年四月 羅南中学校入学

一九四二年三月 新潟県立高田中学校第四学年修了

一九四二年四月 新潟高等学校文科甲類入学

一九四四年九月 同校卒業

一九四四年一〇月 東京帝国大学法学部政治学科入学

一九四五年三月 兵役のため休学 輜重兵第二連隊補充隊(仙台)に入営、五月同七九連隊(羅南)に

転属

一九四五年八月 ソ連軍に投降・抑留 十一月ソ連ハバロフスク地方の捕虜収容所に抑留

一九四九年十一月 帰還(復員)復学

一九五二年三月 東京大学法学部政治学科卒業

一九五二年四月 東京大学社会科学研究所助手

一九五八年四月 任期終了により助手辞任

一九五八年七月 東京大学社会科学研究所助教授

- 一九六一年四月 東京大学大学院社会科学研究所（のち法学政治学研究所）基礎法学課程担当
- 一九六二年一月 法学博士の学位授与さる
- 一九六二年九月 ソ連邦へ出張 モスクワ大学法学部において研究（至一九六四年七月）
- 一九六九年四月 東京大学社会科学研究所教授
- 一九七四年四月 東京大学大学院法学政治学研究所基礎法学課程主任（至一九七六年四月）
- 一九八〇年三月 東京大学社会科学研究所所長・東京大学評議員（至一九八二年三月）
- 一九八六年三月 東京大学定年退官
- 一九八六年四月 神奈川大学教授
- 一九九〇年九月 学校法人神奈川大学評議員・理事（至一九九三年九月）
- 一九九三年九月 同上評議員（至一九九五年十二月）
- 一九九四年三月 同上理事（至一九九五年十二月）
- 一九九六年三月 神奈川大学退職
- 一九九六年四月 神奈川大学特任教授
- 一九九九年三月 同上退任

学界および社会における活動

- 一九七二年五月—一九八六年五月 比較法学会理事
- 一九七二年五月—一九九三年一〇月 民主主義科学者協会法律部会理事

- 一九八七年五月—一九九三年五月 日本法社会学会理事
- 一九九二年四月 日本ユーラシア協会会長 (至現在)
- 一九九五年一二月 日本国際法律家協会会長 (至現在)